

## 業 務 案 内

### 年末年始の 町の業務・施設等のご案内

年末年始の役場業務日程をお知らせします。

12月29日～1月5日休業
・子どもプレイハウス
12月31日～1月5日休業
・役場本庁舎 ・第2庁舎
・太美出張所 ・子ども発達支援センター
・総合保健福祉センター(ゆとろ)
・保育所
12月30日～1月5日休業
・総合体育館 ・世紀会館
・西当別コミュニティーセンター
・白樺コミュニティーセンター

### みどりヶ丘葬苑

12月31日・1月1日・2日休業

### 一般家庭ごみ収集

ステーション収集(ごみカレンダー参照)  
12月30日～1月3日休業  
北石狩衛生センター自己搬入  
12月29日～1月5日休業  
粗大ごみ受け付け  
12月29日～1月4日休業

### し尿汲み取り

12月29日～1月4日休業  
12月16日までの申し込みについては、年内に汲み取ります。

▼申込 当別清掃社(☎22-3056)

※出生、死亡、婚姻届等、戸籍関係の届出は年末年始の休業に関わらず、本庁舎の警備員室で受け付けます。

▼詳細 総務課(☎23-2330)

### ふれあいバス・当江線運行ダイヤ

#### ▼当別ふれあいバス

- ・運休 1月1日
- ・土日祝日ダイヤ  
12月31日、1月2日～3日
- ・通常運行 1月4日～

#### ▼当江線

- ・運休 12月31日～1月3日
- ・通常運行 1月4日～

▼詳細 企画課企画振興係  
(☎23-3042)  
(有)下段モータース  
(☎23-2630)

## 資 産 税

### 申告は忘れずに 償却資産・ 宅地・家屋変更の届出

#### ①償却資産の申告

事業用償却資産の所有者には、固定資産税(町税)が課税されます。

▼対象 1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産(税務会計上、減価償却資産の対象とすべき資産など)を所有の方。昨年と資産内容に変更がない方、事業を廃止した方も必ず申告してください。

#### ②宅地に変更があった場合の申告

住宅用地に対する固定資産税の課税標準は、特例により価格の3分の1(200㎡までの小規模住宅用地は6分の1)になります。ただし、認定には所有者の申告が必要です。

▼対象 1月1日現在、住宅の新築、増改築(2世帯住宅になった方等)、滅失などで土地の利用状況が変わった方。

#### ③家屋に関する届出

増築や一部取り壊しで建物の面積に変更があった場合は連絡をください。家屋を取り壊したり未登記家屋の名義を変更したときは、届出書の提出が必要です。届出がないと、所有していない家屋に固定資産税が課税される場合があります。

▼対象 1月1日現在、家屋の増築、滅失や所有者が変わった方。

▼期限 平成22年2月1日(月)

▼提出先・詳細  
税務課資産税係  
(☎23-2333)



## 納 税

### 12月は 滞納整理強調月間です

12月は滞納整理強調月間です。町では、税の未納者に対して電話催告や休日訪問徴収などを実施し、滞納整理を強化します。所得や財産があるにもかかわらず催告に応じない滞納者には、滞納処分(給与・預貯金・不動産などの財産の差し押さえ)を実施することがありますので、直ちに納税願います。なお、病気や失業などの事情により直ちに納税できない方は、納税課納税係までご相談ください。

#### ▼夜間納税相談

毎月第二・第四木曜日  
19時30分まで

▼問合せ 納税課納税係  
(☎23-2341)



## 防 災

### ご存知ですか 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震による強い揺れを事前にお知らせするための地震動の予報・警報です。

この情報を聞いて大きな揺れが始まる前に危険回避行動をとることができれば、地震被害の軽減が期待できます。

詳しくは、気象庁緊急地震速報のホームページ <http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html> をご覧ください。

▼問合せ 総務課総務係  
(☎23-2330)

## 確定申告

### 還付申告のみの方は申告相談日をご利用ください

町では、毎年確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設け、同時に還付申告も受け付けております。

例年の確定申告は行政区ごとの日程調整をしていますが非常に複雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等、還付のみの申告者については申告相談日を積極的にご利用ください。

なお、平成 21 年度税制改正に伴い、住宅ローン控除で引ききれない税額を住民税で控除する「住宅借入金等特別税額控除」の申告は年末調整とあわせて行うこととなりました。

ただし、年末調整未済の給与所得者及び給与所得以外の方は例年どおりの申告が必要となりますので注意願います。

▼申告相談日 平成 22 年 1 月 21 日（木）～ 2 月 15 日（月）  
（土日祝日は除く）

▼会場 役場大会議室（1 階）

▼問合せ

税務課税務係（☎ 23 - 2332）

## 申請

### 農業委員会委員選挙人名簿登載申請を忘れずに

農業委員会事務局より 12 月中旬に「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を各地区農事組合長を通して配布します。

来年 1 月 1 日現在で下記要件を満たす方は、必要事項を記載し、各地区農事組合長へ提出してください。

- ①町内に住所があり、満 20 歳以上の方（平成 2 年 4 月 1 日以前に生まれた方）
- ②現在 30 アール以上の農地を耕作している農業経営主
- ③農業経営主の配偶者または同居の親族で、年間 60 日以上農業に従事している方

※登載要件を満たしているのに申請用紙の配布が無い方は、ご連絡ください。要件が満たされていても名簿記載がなければ、投票もリコールの請求もできませんのでご注意ください。

▼提出期限

平成 22 年 1 月 10 日（日）

※土日、年末年始は閉庁日となっておりますので、役場庁舎警備員室で受付します。

▼問合せ

農業委員会事務局  
（☎ 23 - 3279）

## 資格更新

### 排水設備工事責任技術者資格登録更新

排水設備工事責任技術者資格の有効期間は 4 年間であり、資格登録者は 4 年ごとに更新の手続きをする必要があります。

更新対象者には、資格登録更新実施案内及び申込書等を郵送しておりますので、申込場所を確認の上、受付期間内に手続きを行ってください。

なお、更新用テキストについては、手続き終了後に配付します。

▼更新対象者 平成 17 年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方または資格登録更新手続きを行った方で、資格登録期間が平成 22 年 3 月 31 日で満了する資格登録者

▼受付期間 平成 22 年 1 月 18 日（月）～ 1 月 22 日（金）

9 時～正午、13 時～ 15 時 30 分

▼手数料 5,000 円

（テキスト代込）

▼問合せ

上下水道課（☎ 22 - 2411）

## 教育

### 善行青少年のご連絡をお願いします。

当別町青少年問題協議会では、他に模範となるような善い行いをした青少年（個人・団体）を顕彰しています。

平成 21 年度中で、地域や青少年団体等において該当すると考えられる青少年（個人・団体）のご連絡をお願いします。

▼詳細

社会教育課社会教育係  
（白樺コミセン内・☎ 23 - 2511）

## 防犯協会ニュース

### ●振り込め詐欺にご注意を

・振り込め詐欺は、年金支給日の 15 日が狙われています。

お金に関する電話がかかってきたら、勇気を持って「一旦電話を切る」そして、すぐに 110 番通報を！！

●平成 21 年中の刑法犯発生状況（平成 21 年 10 月末）

侵入窃盗	自動車盗	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	万引き	不審者
19 件	0 件	16 件	6 件	23 件	7 件	7 件

●当別町防犯協会・☎ 23 - 2711

## 成人式

平成 22 年 1 月 10 日 (日)  
成人式を挙行します

当別町では新しく成人となる方を祝福し、成人として大いなる活躍を祈念するために「成人式」を挙行します。

また、式典終了後には、成人式実行委員会の企画による記念パーティーを開催します。

旧友と再会し、思い出を語りあってはいかがですか？新成人の多数の参加をお待ちしています。

▼対象 平成元年 4 月 2 日から平成 22 年 4 月 1 日までに生まれた方（住民登録の無い帰省中の方も出席できます。事前にご連絡をお願いします。）

▼日時 総合体育館（白樺町）

▼その他 記念写真（男女別）は当日会場で受け付けします。

父母席もご用意します。

▼連絡先 町教委社会教育課社会教育係（白樺コミュニティーセンター内 ☎ 23 - 2511）

## ふれば記事

## 福祉

各種サービスを実施しています

町では、高齢の方などに対して次のような各種サービスを実施しています。

### ▼除雪サービス

◇内容 玄関先から公道までの生活路（1m幅）の除雪を行います。（12月から3月まで）

◇対象 ① 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、② いずれかが 65 歳以上の高齢者夫婦世帯、③ 重度（1 級・2 級）身体障害等のある方、① から③ のいずれかに該当し自力での除雪ができない町内に在住する町民税所得割非課税世帯

◇料金 一冬 7,000 円  
（生活保護世帯は 3,000 円）

### ▼緊急通報サービス

◇内容 緊急通報装置を貸与し、緊急事態が発生したら外部へ連絡できる。

◇対象 65 歳以上のひとり暮らし高齢者（町民税非課税世帯）

◇料金 通報にかかる通話料のみ

### ▼配食サービス

◇内容 食の確保と安否確認のため夕食を配達（週 5 日以内）。

◇対象 65 歳以上のひとり暮らし高齢者など

◇料金 一食 400 円

▼問合せ・申込み 地域包括支援センター（☎ 25 - 5152）  
福祉課介護サービス係  
（☎ 23 - 3029）



## あそびのひろば ☆ 12 月の日程 ☆

時間は全て 10 時から 11 時 30 分

▼こりす・うさぎ（1 歳 6 か月～就学前）

会場 ゆとろ（全て火曜日）

1 日・8 日・15 日

▼キャロット（1 歳 6 か月～就学前）

会場 ふとみ保育所（全て水曜日）

2 日・9 日・16 日

▼ミニトマトクラブ（乳児支援）

10 日（木）ゆとろ

17 日（木）ふとみ保育所

▼サロン（0 歳～就学前対象）

わんぱくサロン（子どもハウス）

毎週月・水曜日（23、28、30 日はお休みします。）

すみれサロン（ふとみ保育所）

毎週金曜日

▼詳細・申込み 子育て支援係

（ゆとろ内・☎ 25 - 2658）

## 相談

### 子育てに悩んでいる方へ 巡回児童相談

18 歳未満のお子さんの発達や子育てに関する相談をお受けします。相談を希望される方は、事前にお申し込みください。

▼日時 2 月 4 日（木）

▼会場 ゆとろ（西町）

▼相談内容 ことば・発達の遅れ、療育手帳の判定など

▼相談員 北海道中央児童相談所の児童福祉司・心理判定員等

▼申込期限 12 月 18 日（金）

### ▼その他

(1) 相談時間は、申し込み者の事情などを考慮しながら決定します。（学校などの授業時間中に設定されることもあります。）

(2) お子さんやご家庭の様子を調査させていただく場合があります。

### ▼申込み・詳細

子育て推進課子育て支援係

（ゆとろ内・☎ 25 - 2658）